国民健康保険税の税率などが変わります

本市の国民健康保険の財政状況は、歳入(国保税や国・県からの交付金など)が減少している一方、歳出(1人当たりの医療費など)は増加し、赤字財政が続いています。このことを解消するため税率を見直しました。

税率の見直しは、将来的に国保税が県内統一化されることを見据え、急激な負担の増加をさけるため、これまで段階的に進めてきました。

医療費が増加すると、その費用を補うため保険税の引き上げにつながります。日ごろから健康づくりに気を配り、かかりつけ医やジェネリック医薬品の活用など医療費の抑制に心掛けましょう。

●国民健康保険税率などの改正内容

国民健康保険税の内訳		改正前(令和5年度)	改正後(令和6年度)
基礎分(医療保険分) (国保加入者全員)	所得割 (所得に対して)	7.52%	7.54%
	均等割 (加入者1人当たり)	2万7000円	2万8000円
	平等割 (1世帯当たり)	2万7000円	2万8000円
	賦課限度額	65万円	65万円
後期高齢者支援金等分(国保加入者全員)	所得割 (所得に対して)	2.54%	3.09%
	均等割 (加入者1人当たり)	1万円	1万1000円
	平等割 (1世帯当たり)	1万円	1万1000円
	賦課限度額	22万円	24万円
介護納付金分 (40歳~64歳の人のみ)	所得割 (所得に対して)	1.91%	2.53%
	均等割 (加入者1人当たり)	1万6000円	1万9000円
	賦課限度額	17万円	17万円

用語解説

基礎分 (医療保険分) ……… 国保加入者の医療費に充てるもの

後期高齢者支援金等分・・・・・・・後期高齢者の医療費を、国保加入者が支援するもの

介護納付金分 ……40歳以上65歳未満の国保加入者の「介護保険料」に当たるもの

■国民健康保険税の減額対象者の拡大

前年の世帯所得が一定以下の場合、その所得額に応じ、均等割額と平等割額が7・5・2割減額(申請不要) されます。令和6年度は、5割と2割の減額対象者の範囲が次のとおり拡大されました。

減額害	改正前(令和5年度)	改正後(令和6年度)
5割洞	43万円+29万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者) +10万円×(給与所得者等の数-1)	43万円+ <u>29.5</u> 万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者) +10万円×(給与所得者等の数-1)
2割洞	43万円+ <u>53.5</u> 万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者) +10万円×(給与所得者等の数-1)	43万円+ <u>54.5</u> 万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者) +10万円×(給与所得者等の数-1)

●モデルケース別保険税(あくまで参考であり、世帯の状況によって異なる可能性があります。)

単身世帯

・世帯主 (50歳) 給与収入 120万円

R5保険税 7万1200円/年 R6保険税 7万7200円/年 差額 +6000円/年

2人世帯

- ・世帯主 (70歳) 年金収入 200万円 ・妻 (68歳) 年金収入 80万円
- R5保険税 10万2700円/年 R6保険税 10万8400円/年 差額 +5700円/年

3人世帯

- ・世帯主 (42歳) 総所得 400万円
- ・妻 (36歳) 収入なし
- ・子(11歳)収入なし

R 5 保険税 59万1100円/年 R 6 保険税 64万4700円/年 差額 +53600円/年